公益充実資金に係る公表事項及び備置き事項①

公益財団法人植村記念財団
令和８年６月１２日

１　資金の名称
周年事業実施のための公益充実資金（旧：特定費用準備資金）

２　資金目的
本資金は、節目となる周年事業の実施に要する費用に充当することを目的とする。周年事業は、公益目的事業のさらなる発展を図るために実施するものであり、その円滑な実施に必要な費用に備えるため、本資金を保有するものである。

３　資金の使途
本資金は周年事業に係る費用に充当する。

４　資金の積立額及び残高（単位：円）
期首残高、当期積立額、当期取崩額及び期末残高は以下のとおりである。

当期首残高：	3,000,000 円
当期積立額：	500,000 円
当期取崩額：	0 円
当期末残高：	3,500,000 円

５　資金の取崩し及び管理
資金の取崩し及び管理については、当財団の「特定費用準備資金取扱規定」に基づき、適正に行う。
なお、本資金は他の資金と区分して管理している。

６　備考
本資金は、公益認定制度の改正に伴い、旧「特定費用準備資金」から移行したものである。
また、本資金は会計上特定資産として管理し、理事会にて承認されており、公益認定制度上の公益充実資金として整理したものである。
なお、本資料は備置き書類として管理する。

公益充実資金に係る公表事項及び備置き事項②

公益財団法人植村記念財団
令和８年６月１２日

１　資金の名称
上映機器保守点検実施のための公益充実資金（旧：特定費用準備資金）

２　資金目的
本資金は、公益目的事業である展示公開に使用する上映機器について、当該機器が精密機器であり、定期的な点検及び保守管理が不可欠であることから、事業を安定的かつ継続的に実施するために必要な費用に充当することを目的とする。

３　資金の使途
本資金は以下の費用に充当する。
（１）上映機器の定期保守点検費用
（２）上映プログラム更新に係る費用

４　資金の積立額及び残高（単位：円）
期首残高、当期積立額、当期取崩額及び期末残高は以下のとおりである。
当期首残高：　15,730,000 円
当期積立額：　0 円
当期取崩額：　550,000 円
当期末残高：　15,180,000 円

５　資金の取崩し及び管理
資金の取崩し及び管理については、当財団の「特定費用準備資金取扱規定」に基づき、適正に行う。
なお、本資金は他の資金と区分して管理している。

６　備考
本資金は、公益認定制度の改正に伴い、旧「特定費用準備資金」から移行したものである。
また、本資金は会計上特定資産として管理し、理事会で承認されており、公益認定制度上の公益充実資金として整理したものである。
なお、本資料は備置き書類として管理する。

公益充実資金に係る公表事項及び備置き事項③

公益財団法人植村記念財団
令和８年６月１２日

１　資金の名称

上映機器更新のための公益充実資金（旧：特定費用準備資金）

２　資金目的

本資金は、公益目的事業である展示公開に使用する上映機器の更新・交換に要する費用に充当することを目的とする。当該機器は精密機器であり、耐用年数に応じた更新が必要であるため、事業の安定的かつ継続的な実施を図るものである。

３　資金の使途

本資金は上映機器本体の更新に係る費用に充当する。

４　資金の積立額及び残高（単位：円）

期首残高、当期積立額、当期取崩額及び期末残高は以下のとおりである。

当期首残高：　1,500,000 円
当期積立額：　1,500,000 円
当期取崩額：　0 円
当期末残高：　3,000,000 円

５　資金の取崩し及び管理

資金の取崩し及び管理については、当財団の「特定費用準備資金取扱規定」に基づき、適正に行う。

なお、本資金は他の資金と区分して管理している。

６　備考

本資金は、公益認定制度の改正に伴い、旧「特定費用準備資金」から移行したものである。

また、本資金は会計上特定資産として管理し、理事会にて承認されており、公益認定制度上の公益充実資金として整理したものである。

なお、本資料は備置き書類として管理する。

公益目的事業継続予備財産に係る公表事項及び備置き事項

公益財団法人植村記念財団
令和８年６月１２日

１　財産の名称
遭難対策費用等準備金（公益目的事業継続予備財産）

２　財産の目的及び保有理由
当財団は設立以来、公益目的事業として「植村直己の業績についての展示公開に関する事業」、「自然への関心を高めるための実体験事業」を実施している。
自然体験型の公益目的事業は、その性質上、遭難事故その他の重大事故が発生する可能性を内在している。万一そのような事態が生じた場合には、救助・捜索への対応、関係者への対応、事故の検証及び再発防止措置、安全管理体制の強化等のため、多額の臨時的支出が想定される。
これらの費用を単年度の事業予算から支出した場合には、自然体験型の公益目的事業のみならず、もう一つの公益目的事業である「植村直己の業績についての展示公開に関する事業」の継続に支障を生じ、事業の縮小又は中断を招くおそれがある。
このため、当財団では従来から、重大事故等の発生時に必要となる臨時的支出に備え、1,000 万円を特定資産として管理してきたところである。
今般の制度改正により公益目的事業継続予備財産制度が創設されたことを踏まえ、これまで特定資産として管理してきた当該資産について、遭難事故その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に実施するために必要な財産として保有するものである。

３　対象となる公益目的事業
公益目的事業２自然実体験事業

４　保有額の算定根拠
金額については、自然体験型の事業の事業規模や事業内容を踏まえて算定している。内訳は次のとおり。
緊急対応経費 500 万円、事故検証・再発防止対策費(300 万円)、公益目的事業再開準備費(200 万円)

５　保有額及び残高
期首残高、当期積立額、当期取崩額及び期末残高は以下のとおりである。
当期首残高：10,000,000 円
当期積立額：　　0 円

当期取崩額：　　0 円
当期末残高：10,000,000 円

６　財産の取崩し及び管理

本財産の取崩しについては、当財団の「特定費用準備資金取扱規定」に基づき、適正に行う。

なお、本財産は他の資金と区分して管理している。

７　備考

本財産は、会計上特定資産として管理し、理事会にて承認されており、公益認定制度上の公益目的事業継続予備財産として整理たものである。

なお、本資料は備置き書類として管理する。